

第19回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和5年8月8日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和5年8月8日 午前10時15分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	眞下繁美	○		
2	高橋昭彦	○		
3	都丸正隆	○		
4	齊藤由香	○		
5	鳥山孝子	○		
6	廣瀬淳	○		
7	岸正二	○		
8	田中修之	○		
9	石田恵治	○		
10	青木明雄	○		
11	内山繁司	○		
12	奈良嘉祐	○		
13	齊藤美保	○		
14	角田壽一	○		
15	飯塚敬子	○		
16	野村隆	○		
17	青木洋一	○		
18	石田玉枝	○		
19	山本彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

斜線	齊藤光男	○		農地利用最適化推進委員委員長
斜線	岩崎雅信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
斜線	阿部正雄	○		農地利用最適化推進委員班長
斜線	諸田好真		○	農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席17番 青木 洋一 委員
議席18番 石田 玉枝 委員

議事参与が制限された委員数 1人 傍聴人数 0人

委員以外の出席者 事務局長 福田 順夫
統括主幹 (農地調整係長) 吉田 徳之
統括主幹 (農業振興係長) 池田 恵美
主 事 吉田 智洋

会議の顛末
開会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

開会前に、取り下げ2件、議案の訂正1件を、お願ひしたいと思います。

ご報告については、前回、7月5日水曜日の総会で審議された案件、北橘町八崎地内の太陽光発電用地の転用申請は、許可前に現場に資材が搬入されているとのことで、総会日には許可とせず、7月10日月曜日までに撤去されなければ許可とするという形で、総会で7月5日決定しました。7月10日月曜日に事務局3人で現地を確認をしたところ、搬入されていた資材は撤去されていたため、許可としましたので、ご報告いたします。

次に、取り下げでございます。議案書の3ページをお願いします。申請番号3の1は、取り下げがございました。もう1件の取り下げは、議案書の11ページ、申請番号5の17であります。これも取り下げがございました。よろしくお願ひいたします。

次に議案書の訂正であります。議案書の10ページ、申請番号5の13、権利欄が使用貸借、こちらを賃貸借に訂正していただきますよう、お願ひいたします。

それでは、第19回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

渋川市農業委員会総会会則第2条第3の規定により、山本会長に議長を務めていただき、議事進行を、お願ひいたします。以降、着座にて説明させていただきます。

議長

皆さんおはようございます。

始まる前にご協力願います。会議に支障をきたすため携帯電話等はマナーモード又は電源を切っていただきたいと思います。

それでは、令和5年度第19回渋川市農業委員会総会を開会いたします。皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思いまするのでよろしくお願ひします。

ただ今の出席委員は19人中19人で会議は成立しました。さっそくですが、議事に入ります。

まず、議事日程第1、会期の決定を議題とします。お諮りします。本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長	異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたします。 続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。 議事録署名委員に議席番号17番青木洋一委員、議席番号18番石田玉枝委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、青木洋一委員と石田玉枝委員に決定しました。 続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議長	はい、事務局長。
事務局	ただ今、ご上程いただきました報告第1号を、ご説明いたします。 報告書の1ページをお願いいたします。農地法第18条第6項の規定による通知について次のとおり、受理しましたので、ご報告いたします。 届出は、1ページから2ページの3件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。以上で、報告第1号の説明を終わりります。
議長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。
	(「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第4、報告2号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議長	はい、事務局長。
事務局	ただ今、ご上程いただきました報告第2号を、ご説明いたします。

報告書の3ページを、お願いいいたします。農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり、受理しましたので、ご報告いたします。

届出は、記載の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。以上で、報告第2号の説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 農地法第3条の3、第1項の規定による届出について次のとおり、受理しましたので、ご報告いたします。届出は、5ページから7ページに記載の9件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。以上で、報告第3号の説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

事務局 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続きまして、議事日程第6、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局	報告書の9ページをお願いいたします。制限除外の農地等移動通知について次のとおり、受理しましたので、ご報告いたします。届出は、記載の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期、転用目的は、記載のとおりであります。以上で、報告第4号の説明を終わります。
議長	<p>事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。</p> <p>続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。</p> <p>それでは、渋川地区を斎藤美保第2班長、子持・赤城・北橘地区を石田玉枝第2班長より報告をお願いします。最初に斎藤第2班長、お願いします。</p>
13番	<p>着座にて説明させていただきます。令和5年7月27日に実施しました、第2班渋川地区の現地調査報告をいたします。参加者は、眞下委員、岸委員、山本委員と、私、斎藤。事務局は、吉田係長、吉田主事の計6名で実施しました。</p> <p>渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による申請が9件、合計11件がありました。それでは、議案書に沿って報告いたします。なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。</p> <p>始めに4条申請であります。5ページをご覧ください。</p> <p>申請番号4の1番の現地は、東と北は道路、西は一体利用する宅地、南は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。</p> <p>申請番号4の2番の現地は、東は道路、西は畑、南は宅地、北は同月申請されている申請番号5の7番の申請地となっています。申請地は問題ないと思われます。</p> <p>次に5条申請であります。7ページをご覧ください。</p> <p>申請番号5の1番の現地は、東は雑種地、西は道路、南は畑と宅地、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。</p> <p>申請番号5の2番の現地は、東は畑と宅地、西は畑、南は道路、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。</p> <p>申請番号5の3番の現地は、東は宅地、西は山林、南は畑、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。8ページをご覧ください。</p>

申請番号5の4番の現地は、東と北は宅地、西は畠、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の5番の現地は、東と南は宅地、西と北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の6番の現地は、東と南は宅地、西と北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の7番の現地は、東は道路、西は畠、南は一体利用する同月申請されている申請番号4の2番の申請地、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。9ページをご覧ください。

申請番号5の8番の現地は、東と北は道路、西と南は畠となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の9番の現地は、東は宅地、西と北は一体利用する宅地、南は道路となっています。

申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第2班、渋川地区の現地調査報告を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。
続いて、石田委員、お願いします。

18 番 はい、着座にて説明させていただきます。令和5年7月27日木曜日に実施しました、第2班、子持・赤城・北橘地区の現地調査報告をいたします。参加者は、都丸委員、鳥山委員、石田恵治委員、角田委員と私、石田。事務局は、池田係長、奥山主事の計7名で実施しました。

第5条による申請が9件です。それでは、議案書に沿って報告いたします。なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

5条申請あります。9ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東と南は畠、西は宅地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。10ページをご覧ください。

申請番号5の11番の現地は、東は宅地と墓地、西は畠、南と北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の12番の現地は、東と西は畠、南と北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の13番の現地は、東と西は畠、南は道路、北は畠と墓地となっています。私たちが見に行った時は営農型となっている太陽光発電の施設ですが、草だらけで、営農している様子はなく問題だと思

います。

申請番号5の14番の現地は、東と北は宅地、西は墓地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。11ページをご覧ください。

申請番号5の15番の現地は、東は道路、西と南と北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の16番の現地は、東と北は道路、西は畠、南は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の17番の現地は、東は宅地と畠、西と南は一体利用する宅地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。12ページをご覧ください。

申請番号5の18番の現地は、東は宅地、西と北は道路、南は道路と水路となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第2班、子持・赤城・北橘地区の現地調査報告を終わります。

議長

はい、ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。ただ今の報告につきまして、質疑等がありましたらお願ひいたします。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について保留分を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番保留分の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

着座にて説明させていただきます。ただいま、ご上程いただきました、農地法第3条の規定による、許可申請（保留分）につきまして、ご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について（保留分）、次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、

処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号3の1番保留分は、7月5日の総会にお諮りし、農地法第3条第1項の規定による許可をするには、同法第3条第2項第1号において、譲受人又は世帯員等の農地の全てについて耕作を行うと認められることが定められており、当該譲受人の世帯員等所有の祖母島地内の畠3筆において未届けの物置等が設置されていることから、指導したところ、今後是正していくことであったため、保留とした案件です。

なお、現時点では是正されていない状況であるため、許否の判断は保留とし、引き続き来月の総会に上程させていただきたいと思います。また、お手元に配布しております農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による、許可申請（保留分）の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番保留分について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

14番 はい、議長。14番角田。

議長 はい、14番角田委員。

14番 前回に続いてまた保留という形になったと思うんですが、是正のためにしなければならないのは撤去する作業だったと思います。簡単にできるものじゃないんですか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 未届けのものについては農業用倉庫と思われます。これにつきましては、農業用ということなので、手続きをしていただければ、認められないことはないという状況と考えてはおります。ただ、今回保留では是正がされてないというのが、譲受人の親族の方にご不運があったというような状況でなかなか手続きの方まで回っていないというところかと考えています。以上です。

14番 簡単にできるのにやらないのか、やりたいけどできないのかによつて話は違ってくると思います。事情がそういうんなら保留で様子を見させて貰うんでいいんじゃないですか。ありがとうございました。

議長	ほかにありますか。
	(「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め質疑を打ち切れます。お諮りします。議案第1号申請番号3の1番保留分の1件については、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用していないことから、農地法第3条第2項第1号の規定により、保留とすることでご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、申請番号3の1番保留分の1件については、保留とすることに決しました。 続きまして、議事日程第9、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号3の2番から4番の3件を上程し、審議いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議長	はい、農地調整係長。
	ただいま、ご上程いただきました、農地法第3条の規定による、許可申請につきまして、ご説明いたします。議案書の3ページから4ページ関連です。議案書の3ページをお願いいたします。
	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。
	申請番号3の2番から4番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。
	申請番号3の2番は、営農型太陽光発電設備設置のための申請となります。
	申請番号3の3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。4ページをお願いいたします。
	申請番号3の4番は、農業経営規模拡大のための申請となります。
	また、お手元に配布しております農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。以上で、農地法第3条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長	事務局の説明が終わりました。申請番号3の2番から4番の3件について審議いたします。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願ひします。
	(「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。 議案第2号申請番号3の2番から4番の3件については、許可することでご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、申請番号3の2番から4番の3件については、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議事日程第10、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号4の1番から2番の2件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいま、ご上程いただきました、農地法第4条の規定による、許可申請につきまして、ご説明いたします。議案書5ページをお願いいたします。議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。申請番号4の1番から2番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。 申請番号4の1番は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタのル未満の農地に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。 申請番号4の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。 以上で、農地法第4条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願ひいたします。

議長	事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番から2番の2件について審議いたします。質疑のある方はお願ひします。
	(「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。 議案第3号申請番号4の1番から2番の2件については、許可することでご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、申請番号4の1番から2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議事日程第11、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号5の17番を除く、申請番号5の1番から18番の17件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいま、ご上程いただきました、農地法第5条の規定による、許可申請につきまして、ご説明いたします。議案書の7ページから12ページ関連です。議案書7ページをお願いいたします。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。申請番号5の1番から18番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。
	申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。
	申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。
	申請番号5の3番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。8ページをお願いいたします。
	申請番号5の4番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。 なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始

末書が出されています。

申請番号5の5番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の6番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の7番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。9ページをお願いいたします。

申請番号5の8番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の9番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の10番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。10ページをお願いいたします。

申請番号5の11番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の12番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の13番は、農用地区域内にありますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を8月1日に実施いたしましたが、結果については、お手元に配布しました、実情調査結果報告書に記載のとおりです。

申請番号5の14番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。11ページをお願いいたします。

申請番号5の15番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の16番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の17番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。12ページをお願いいたします。

申請番号5の18番は、北橋行政センターから約270mのところに位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、農地法第5条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の17番を除く、申請番号5の1番から18番の17件について審議いたします。

まず始めに、申請番号5の13番の1件について審議いたします。

それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して、石田恵治委員にお願いします。

9番 はい、議長。9番石田。

議長 はい、9番石田委員。

9番 着座にて説明させていただきます。

調査は、8月1日に、山本会長、高橋職務代理人、飯塚農政部会長、兵藤推進委員と私、石田。事務局からは、福田事務局長、吉田係長、池田係長の合計8名で実施しました。

お手元に配布しました実情調査書の番号1番から7番の各項目について適合がありましたのでご報告いたします。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、申請番号5の13番の1件について審議いたします。先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いいいたします。

18番 はい、議長。18番石田。

議長 はい、18番石田委員。

18番 今、営農型を行って人連絡はしたんでしょうか。これでは、営農型じゃないよというような連絡です。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局	先ほど、9番石田委員からもご報告があったと思いますけれども、状況については8月1日に、農業委員、推進委員で面談をして、確認をしていただいたというような状況になります。
18 番	これからも営農型ということですか。第一何が植わってるんでしたか。何を営農してるんでしたか。全然分からなかったんです。
議 長	フキだよね。
事務局	そうですね。
議 長	フキが植わっています。フキの報告書があり、販売した実績があります。 その後、放置されて草を刈りきれなくて、報告書が出てきちゃったんで、それ以上は追求できませんでしたので、よろしくご理解の程、お願いします。
18 番	はい、分かりました。
議 長	他にありますか。
	(「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め質疑を打ち切ります。 お諮りします。申請番号5の13番については、許可することでご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	異議なしと認め、申請番号5の13番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、申請番号5の13番及び17番の2件を除く申請番号5の1番から18番の16件について審議いたします。質疑のある方はお願いします。
	(「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、申請番号5の13番及び17番の2件を除く申請番号5の1番から18番の16件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の13番及び17番の2件を除く申請番号5の1番から18番の16件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第12、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長 事務局長

議 長

はい、事務局長

事務局

ただ今、ご上程いただきました議案第5号農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決を、お願ひするものでございます。

内容について、ご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、定めることとなっております。今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、子持地区における農用地利用集積計画であります。なお、この計画概要の公告は、令和5年9月1日を予定しております。

計画概要につきましては、13ページの表の右の合計の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、渡人4人、受人4人、筆数が5筆、面積は8,396.00m²です。

この個別の内訳は、14ページの令和5年9月1日公告利用権設定総括表、記載のとおりであります。

また、この計画につきましては、従前の例によるものとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定の各要件を満たしているものと考えております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願ひいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず始めに、利用権設定総括表、番号3番から5番の3件について審議いたします。渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定により会長が議長を務めておりますが、先ほどの議事参与の制限により、議事に参与できません。このため、渋川市農業委員会規程により、会長職務代理者が、会長が欠けたとき、その職務を代行することになつ

ておりますので、この審議については、高橋会長職務代理者を議長に指名いたします。お願ひします。

(山本議長退席後)

議長
(2番) この事案について議長を務めさせていただく、会長職務代理者の高橋です。よろしくお願ひします。それでは、番号3番から5番の3件について審議します。質疑のある方はお願ひします。

(「なし」の声あり)

議長
(2番) 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。番号3番から5番の3件については、議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長
(2番) 異議なしと認め、番号3番から5番の3件については、承認することに決しました。それでは、退席している委員は席にお戻りください。議長を交代します。ありがとうございました。

(議長交代)

議長 議長を交代いたしました。引き続き議事を進行させていただきます。番号1番から2番の2件について審議いたします。質疑のある方はお願ひします。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。1番から2番の2件については、議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、番号1番から2番については、承認することに決しました。

続きまして、議事日程第13、議案第6号、農地法第2条第1項の規定による農地の決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局	はい、議長。農地調整係長。
議長	はい、農地調整係長。
事務局	<p>ただいま、ご上程いただきました、農地法第2条第1項の規定による農地の決定につきまして、ご説明いたします。</p> <p>議案書の15ページから16ページ関連です。</p> <p>議案書の15ページをお願いします。</p> <p>議案第6号農地法第2条第1項の規定による農地の決定について、次のとおり再生利用が困難な農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定を、総会にお願いするものです。</p> <p>この決定につきましては、農地法の政省令の施行に伴う運用通知により農業委員会は、再生利用が困難な農地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断を行うこととなっております。</p> <p>過日、関係委員さんにより、現地確認をしていただきました。再生利用が困難と見込まれる、農地に該当しない非農地の決定は、関係者への事前確認通知により所有者等の意向を踏まえて、最終的に合計で所有者5人、筆数6筆、1, 960m²となっております。この個別の内訳は、議案書の16ページに記載の非農地該当農地総括表のとおりであります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどご議決賜りますようお願いいたします。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑のある方はお願いします。
	(「なし」の声あり)
議長	<p>質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。</p> <p>議案第6号農地法第2条第1項の規定による農地の決定については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。</p>
	(「異議なし」の声あり)
議長	<p>異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。</p> <p>以上をもちまして、第19回総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
	閉会 <午前10時15分>